

議案第49号

関市印鑑条例の一部改正について

関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月5日提出

関市長 山下清司

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

関市印鑑条例の一部を改正する条例

関市印鑑条例（昭和51年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「個人番号カードをいい、」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に改め、「平成14年法律第153号）」の次に「第22条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法」を加え、「電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）又は」を「ものに限る。）又は」に、「第35条の2第1項」を「第35条の2第7項の規定により同条第1項」に改め、「移動端末設備用利用者証明書電子証明書が記録された」の次に「同項に規定する」を加え、「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。